

佐倉市都市計画審議会条例

平成十二年三月二十八日

条例第三十二号

改正 平成一四年 三月二九日条例第一九号

(設置)

第一条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七十七条の二第一項の規定に基づき、佐倉市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第二条 審議会は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する委員をもって組織する。

- 一 学識経験者 五人以内
- 二 市議会議員 五人以内
- 三 関係行政機関の職員 二人以内
- 四 市民 二人以内

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員が任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。
- 4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第三条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
- 3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。
- 4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 臨時委員は、当該特別の事項に関するものを除き、審議会の会議(以下「会議」という。)に加わり、議決することはできない。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、第二条第一項第一号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。
- 3 副会長は、第二条第一項第一号に掲げる者につき任命された委員のうちから会長の指名によってこれを定める。

- 4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、会議の開催日の三日前までに会議の議案を委員及び当該議案に係る臨時委員に通知しなければならない。ただし、特に会長が緊急を要すると認めた議案については、この限りでない。
- 3 会議は、委員及び議案に係る臨時委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員及び議案に係る臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、都市計画主管課においてこれを処理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
(佐倉市都市計画審議会設置条例の廃止)
- 2 佐倉市都市計画審議会設置条例(昭和四十四年佐倉市条例第三十四号)は、廃止する。

附 則(平成一四年三月二九日条例第一九号)

この条例は、平成十四年六月一日から施行する。